

平成 29 年 第 4 回 定例会議

教育委員会会議録

平成29年 5 月 22 日

羽島郡二町教育委員会

平成29年 第4回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 平成29年5月22日（月曜日）午後1時30分から午後3時05分まで

○場 所 岐南町役場 2階 会議室2-1

○会期の決定について

○前回会議録の承認について

○教育長の報告 資料1・2・3

○報告（代決処分の報告）

報告第4号 笠松町立笠松小学校学校運営協議会委員の委嘱について

報告第5号 羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱について

○議 題

第14号議案 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱について

第15号議案 岐南町社会教育委員会委員の委嘱について

第16号議案 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第17号議案 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について

第18号議案 岐南町立東小学校学校運営協議会委員の委嘱について

第19号議案 岐南町立西小学校学校運営協議会委員の委嘱について

第20号議案 岐南町立北小学校学校運営協議会委員の委嘱について

第21号議案 笠松町立下羽栗小学校学校運営協議会委員の委嘱について

第22号議案 笠松町立松枝小学校学校運営協議会委員の委嘱について

第23号議案 岐南町立岐南中学校学校運営協議会委員の委嘱について

第24号議案 笠松町立笠松中学校学校運営協議会委員の委嘱について

第25号議案 いじめ防止対策看板の設置に関する協定書(案)について・・資料4

○協 議 題

(1) 羽島郡二町「立志塾」実行委員会実施要項等の承認について・・・資料5

(2) 次回（第5回）教育委員会定例会及び学校訪問の開催について・・・資料6

○出席者

教育長	宮 脇 恭 顯
教育委員	岩 井 弘 榮
教育委員	杉 江 正 博
教育委員	久 納 万里子
教育委員	林 潤 美

○説明のために出席した者

総務課長	松原和成
学校教育課長	伊藤直輝
社会教育課長	平山義浩

1 本日の書記

総務課長(管理監) 松原和成

【午後1時30分 開会】

△開会

◎**教育長** 会期の決定について平成29年5月22日(月曜日)午後1時30分～午後3時頃までの予定で、岐南町役場 2階 会議室2-1で平成29年第4回羽島郡二町教育委員会定例会の開会を宣した。

議事日程により会期は本日1日とする旨を会議に諮ったところ、異議なしと認め、会期は1日限りに決定した。

前回の会議録の承認について、事務局より報告を願います。

◎**総務課長** 前回の会議録を説明報告する。

第11号議案 笠松町立小中学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則について

第12号議案 笠松町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

第13号議案 平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

議案書に基づき、以上3議案が承認された。

協議題

(1) 平成29年度羽島郡町立小・中学校の主任等の承認について

・資料3により、平成29年度の羽島郡小・中学校長・教頭・教務主任等一覧表で学校教育課長が説明し承認を得た。

(2) 平成29年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について

・資料4により、平成29年度の各小・中学校長及び教頭の着任者の報告及び羽島郡二町教育委員会への転入者等一覧表で学校教育課長が説明し承認を得た。

(3) 平成29年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について

・資料5により、平成29年度の羽島郡二町教育委員会事務局の異動一覧表で学校教育課長が説明し承認を得た。

(4) 次回(4回)教育委員会定例会及び学校訪問の開催について

・次回(4回)教育委員会定例会を、平成29年5月22日(月)岐南町役場 2階 会議室2-1で開催することを確認した。

以上が、平成29年第3回教育委員会定例会の報告である。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、前回の会議録の承認は、原案のとおり承認することといたします。

◎教育長 次に、教育長の報告について資料1・2・3を用いて説明する。

1 特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状（平成27年5月1日現在）～

(1) 最近、特別支援学級が増である。対応については国の課題である。この資料は、全国の資料であります。幅広く伸びているところが、言語障害、自閉症・情緒障害の子どもたちの学級、在籍者数の増加である。

(2) ～通級による指導の現状（平成27年5月1日現在）～

注意欠陥多動性障害、学習障害、自閉症、情緒障害の子どもたちの通級の数が増えている現状である。

2 特別支援学級の在籍者数 （資料1 特別支援学級の在籍者数）

毎年特別支援の必要な児童生徒が増加している。平成19年度55人の在籍が、平成29年度では73人に、通級指導教室は東小に41人が通級していたのみであった。情緒学級は、北小、笠松小、笠松中には開設されていなかった。笠松小の言語通級は24年度に「ことばの教室」が、25年度に「学びの教室」が開設された。

羽島郡は、特別支援教育に高い力量をもっている教員が何人もいる。現実として通常の学級に在籍していて、落ち着いて授業をうけることができなかつた児童が特別支援学級に入級して、落ち着いて学習に向かっている。特別支援担当の主幹教諭も岐南中に在籍、本年度から特別支援担当指導主事を配置できて、一層充実した教育ができるようにしたいと考えている。実態をできるだけ正確につかむために学校訪問を根気良く行い、それぞれの学校の特別支援コーディネーターと連携して通常の学級に在籍する支援を要する児童生の指導、学校の教育支援委員会、発達支援センター等子育て部局との連携を充実させて、特別支援教育の一層の充実を図る。

3 家庭学習

家庭学習の指導については、昨年度、くり返して依頼してきた。今までの中学校の学力・学習状況調査の結果をみると、毎回のように正答率が落ちている問題が幾つかある。数学に限ってのことだが、小学校のどこかの学年で学びが切れていることが原因ではないかと想像している。

小学校1年生の保護者に寄り添ってもらえる時期から、自分の力で問題解決から解決まで学ぶ習慣をきちんと指導することが大切ですが、新しい年度になり、もう一度学校で、できれば教科書を使うなどノート以外に学習を振り返ることができるものを準備して家庭学習が習慣化できるようにして欲しいと考えている。

考える習慣は、学んだ学習が、結果でなく過程として理解できないと身につかない。連休明けにもう一度指導する機会を作る事を依頼した。

平成29年度 学力調査問題（抜粋）平成29年4月18日実施の資料2を用いて説明する。

4 登下校の指導

登下校は管理下にあつて指導が必要である。登校の時に他の学級の者と騒いだり、ふざけたり、勝手に列から離れて登校している児童生徒は学校で落ち着いて学習に取り組めない。一日の始まりから「勝手」が許されているような状況なら、学校でも勝手な振る舞いをする。学校まで来る間に次第に「学校に行つて学ぶ。」という意識がもてるようにすることが大切である。

5 平成28年度末人事異動の概要（教育事務所資料）

本年度57・58歳で、残すところ2・3年間という校長が6名登用されている。登用者の約3割に当たる。教頭も同様で、2名が登用されている。この是非を問うつもりはない。この年齢人口の多さに加えて、管理職の教職員数全体に対する割合の低さが問題だ。表を見ると、学校数が8校であるということが登用に大きく影響している。山県市と比すると管理職への登用割合は半分である。教員一人当たりの児童生徒数は多く、登用の割合が低いというのが羽島郡の士気を落とさないようにしなければいけない。

	学校数	児童生徒数	教職員数	児童生徒数 ／教職員数	管理職の 割合
山県市	12	2,009	184	10.9人	13.0%
本巢市	12	3,161	232	13.6人	10.3%
羽島郡	8	3,868	228	17.0人	7.5%

6 総合教育会議

新しい教育委員会制度が4月にスタートした。一層の責任は感じているが、なかなか動けない。町長さんとの連携が一層必要になっている。総合教育会議を根気に行うことは難しく、隔月位を原則に、教育委員会の委任事務について、両町長さんと懇談の機会をもちたいと思っている。懇談の内容は定例の教育委員会で報告・了解のもとで行いたいと考えている。

7 羽島郡二町教育委員会第二次教育振興基本計画（改正案）

第1章 第二次羽島郡二町教育委員会教育振興基本計画実施の中間点で

- 1 次期学習指導要領での教育課程実施の準備期間として
- 2 社会の状況や2030年以降の変化等を踏まえたとき、今、取り組むべき課題
 - (1) 急速に変化する時代に予想される課題
 - (2) 今後の教育施策に関する方向（第三次教育振興基本計画策定に向けて）
 - (3) 岐阜県の第二次教育ビジョン（H26～H30）の基本理念
 - (4) 岐阜県の基本理念実現のための重点目標

第2章 第二次教育振興基本計画の改善の方向

基本理念・基本方針・4つの基本目標

第3章 基本目標と具体的な施策

- (1) 目標1 一人一人が自ら意志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成します。
- (2) 目標2 他者と共に社会の持続的な発展を牽引できる、多様な力を育成しま

す。

(3) 目標3 生涯学び、生かし、活躍できるように、スポーツ・文化活動の充実を図ります。

(4) 目標4 学びや育ちを支え、だれもが社会の担い手となれるセイフティーネットを構築します。

第4章 目標を実現するための教育委員会機能の充実

以上の朱書きのところは羽島郡の現状を見ながら直させていただきましたので、次回の定例教育委員会で検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

△報告第4号（代決処分の報告）笠松町立笠松小学校運営協議会委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、報告第4号 笠松町立笠松小学校運営協議会委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明を願ひます。

◎**総務課長** 羽島郡二町教育委員会域内における小中学校運営協議会設置等に関する規則第4条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、15名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、平成29年度1年間の委嘱でございます。小中学校運営協議会設置等に関する規則では、15名程度とする。各学校では、超える学校・超えない学校がある。第1回の運営協議会を開催し、この様に専決処分とさせていただきましたのでご了承願ひます。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、報告第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎**教育長** ご異議なしと認め、報告第4号は原案のとおり決することといたします。

△報告第5号（代決処分の報告）羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、報告第5号 羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明を願ひます。

◎**総務課長** 羽島郡二町就学指導委員会規則第3及び第7条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、教育支援委員21名及び教育支援専門委員28名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、具体的な事例にケースを合せたり、相談業務を行ったり、就学相談等の手配していただくのに、幼稚園・保育園との関わりが大事である。専門委員28名と大勢の方になっている。年間8回の会議となっており、一人一人の子どもについて丁寧な会議を行っている。第1回を会議を開催し、この様に専決させていただきましたのでご了承願います。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、報告第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、報告第5号は原案のとおり決することといたします。

次に議案に移ります。

△第14号議案 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第14号議案 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領第2条第2項及び同実施細則第2条第2項の規定に基づき、任期中の委員変更に伴い、残任期間について委員を委嘱する必要があるもので、学校関係者の方1名を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、任期途中で前学校長が退職され交代いたしました。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第14号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第14号議案は原案のとおり決することといたします。

△第15号議案 岐南町社会教育委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第15号議案 岐南町社会教育委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 岐南町社会教育委員条例第2条の規定に基づき、任期中の委員変更に伴い、残任期間について委員を委嘱する必要があるもので、新たに6名の方を委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、岐南町は公民館運営審議会・社会教育委員の会をまとめた形で、それぞれの代表の方が集まり町の施策の幅広い意見を伺う会になっている。充て職のため、残任期間1年間の委嘱になります。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第15号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第15号議案は原案のとおり決することといたします。

△第16号議案 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第16号議案 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

◎**総務課長** 笠松町学校給食センター運営規則第9条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、13名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、平成29年度1年間の委嘱でございます。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第16号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第16号議案は原案のとおり決することといたします。

△第17号議案 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第17号議案 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

◎**総務課長** 岐南町総合調理センター設置条例第8条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、11名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、平成29年度1年間の委嘱でございます。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第17号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第17号議案は原案のとおり決することといたします。

△第18号議案 岐南町立東小学校運営協議会委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第18号議案 岐南町立東小学校運営協議会委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 羽島郡二町教育委員会域内における小中学校の学校運営協議会設置等に関する規則第4条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、10名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、替わられた方4名は充て職となっております。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第18号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第18号議案は原案のとおり決することといたします。

△第19号議案 岐南町立西小学校運営協議会委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第19号議案 岐南町立西小学校運営協議会委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 羽島郡二町教育委員会域内における小中学校の学校運営協議会設置等に関する規則第4条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、15名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、替わられた方6名は充て職となっております。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第19号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第19号議案は原案のとおり決することといたします。

△第20号議案 岐南町立北小学校運営協議会委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第20号議案 岐南町立北小学校運営協議会委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 羽島郡二町教育委員会域内における小中学校の学校運営協議会設置等に関する規則第4条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、13名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、学校コーディネーター2名、グループコーディネータ2名の役職の方がみえます。替わられた方6名は充て職となっております。
何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第20号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第20号議案は原案のとおり決することといたします。

△第21号議案 笠松町立下羽栗小学校運営協議会委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第21号議案 笠松町立下羽栗小学校運営協議会委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 羽島郡二町教育委員会域内における小中学校の学校運営協議会設置等に関する規則第4条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、16名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、町内会長等替わられた方9名は充て職となっております。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第21号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第21号議案は原案のとおり決することといたします。

△第22号議案 笠松町立松枝小学校運営協議会委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第22号議案 笠松町立松枝小学校運営協議会委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 羽島郡二町教育委員会域内における小中学校運営協議会設置等に関する規則第4条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、10名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、教頭ではなく生徒指導主事が入っている。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第22号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第22号議案は原案のとおり決することといたします。

△第23号議案 岐南町立岐南中学校運営協議会委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第23号議案 岐南町立岐南中学校運営協議会委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 羽島郡二町教育委員会域内における小中学校の学校運営協議会設置等に関する規則第4条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、15名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、岐南中学校は特にPTAのOBを対象として子どもたちを支援する組織として「いちい会」の会長が入っている。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第22号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第22号議案は原案のとおり決することといたします。

△第24号議案 笠松町立笠松中学校運営協議会委員の委嘱について

◎**教育長** 次に、第24号議案 笠松町立笠松中学校運営協議会委員の委嘱について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 羽島郡二町教育委員会域内における小中学校の学校運営協議会設置等に関する規則第4条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、11名の方を新たに委嘱するものでございます。以上です。

◎**教育長** この議案は、替わられた方5名は充て職である。何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第24号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第24号議案は原案のとおり決することといたします。

◎**教育長** 委嘱関係の案件はこれで、決定されたものとして次に進める。

△第25号議案 いじめ防止対策看板の設置に関する協定書(案)について

◎**教育長** 次に、第25号議案 いじめ防止対策看板の設置に関する協定書(案)について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

◎**総務課長** 前回の議案で教育長が説明された補足説明に資料4を用いて、協定書の第3条第12項及び県と3市が行った標語数、看板設置数、協定書の年度並びに協定書に伴う中電の依頼内容を説明する。

◎**教育長** この議案は、教育委員会が学校の子どもたち通して標語を募集します。先方が商工会を介してスポンサーをみつけます。標語が定まりスポンサーがついた段階で、テルウェル(株)が看板を設置する運びになる。何かご意見等ありますか。

◎**岩井委員** 教育長名での協力要請文書は必要か。

◎**久納委員** 他市教育委員会も協力要請文書が出しているのか。

◎**総務課長** そこまでは聞いていません。

◎**久納委員** 商工会へ中電等が直接行っていただいたらよいのでは。学校付近にいろんな看板を設置することで教育委員会が承諾しているように思われるのではないか。

◎**教育長** 教育長名での協力要請文は出さない。再度確認し、協定書を結ぶこととしてよろしいか。

(「異議なし」との声あり。)

次に協議題に移ります

△協議題(1)羽島郡二町「立志塾」実行委員会実施要項等の承諾について

◎**教育長** 協議題(1)羽島郡二町「立志塾」実行委員会実施要項等の承諾について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

◎**学校教育課長** 実施要項の 1. 立志塾の願い、2. 児童生徒に育てたい資質・能力、3. 主催及び実行委員会委員、4. 実施期日及び会場、5. 研修日程及び講師、6. 参加者の構成、7. その他(事前研修会)について、資料5を用いて説明する。

◎**林委員** 事前研修の日程等は、募集した時には決まっていますか。

◎**学校教育課長** 昨年度の講師の評判がよかったので、講師の日程が決まり次第募集をかけます。

◎**教育長** 一応、先方の内諾は得てあります。内諾であったり、御断りであったりして、ご了解していただいております。今週に先方へ職員が伺っている。

また、実行委員会委員に、元笠松小学校長の近藤さんに加わっていただきました。

グループ討議のテーマの話し合いにつきましても、これから先の検討であるが、話し合いを高める内容にしたい。

◎**久納委員** グループ討議のテーマについて、4つの中から2つを選択することについて、男女が区別なく参画できる・・・の文面でよろしいか。

◎**教育長** 男女が区別なく参画できる・・・の文面については検討をする。今年も一応予算もつき、3年経過いたしましたので、少し内容的にも検討する。これで動き始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

△協議題（2）次回（5回）教育委員会定例会及び学校訪問の開催について

◎**教育長** 協議題（2）次回（5回）教育委員会定例会及び学校訪問の開催について議題といたします。

◎**岩井委員** 6月30日（金）岐南中学校において学校訪問及び教育委員会定例会を開催でよいのでは。

◎**教育長** 次回の定例会は、6月30日（金）午前9時40分から、岐南町立岐南中学校 1階 会議室で開催してよろしいか。

（「異議なし」との声あり。）

◎**教育長** 次回の定例会は、6月30日（金）午前9時40分から、岐南町立岐南中学校 1階 会議室で行いますので、よろしく願いします。

以上をもちまして、平成29年第4回羽島郡二町教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

【午後3時5分 閉会】